

定年延長について

○定年延長制度について

令和3年6月 地方公務員法改正による定年延長の導入

- 地方公務員の定年を65歳まで段階的に引上げ
- 改正法の施行期日 令和5年4月1日

長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正等

- 本市においても令和5年度に60歳を迎える職員の定年を61歳に引き上げるため、令和5年3月31日までに、関連する制度の改正準備を進める必要があることから、所要の条例改正等を一括で行うもの

改正の内容

- ・ 定年の段階的引上げ
- ・ 役職の取扱い
- ・ 給料月額
- ・ 退職手当
- ・ 再任用制度

定年延長期間中の取扱い

= 年金支給開始までの接続のための措置

○定年の段階的引上げ

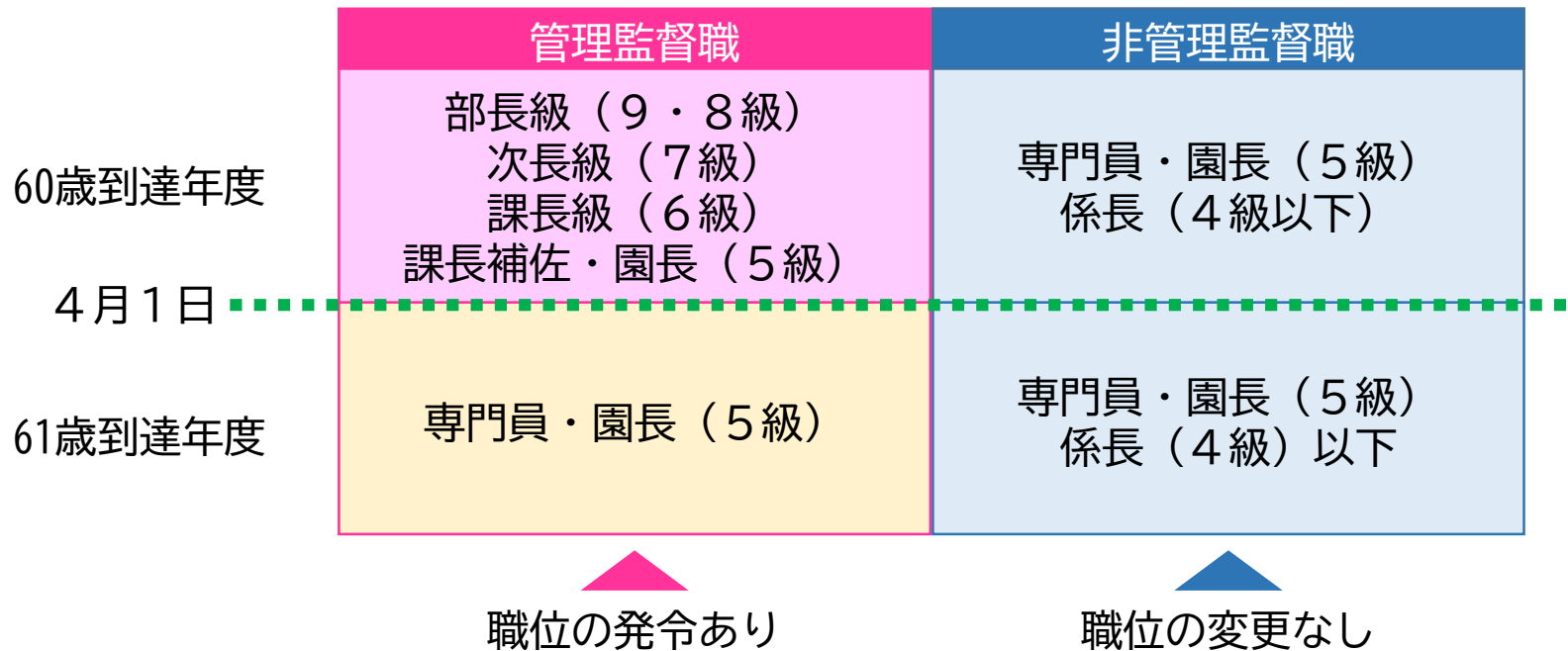
- ◆ 令和5年度以降2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を65歳まで引き上げる

期間	定年年齢	該当する職員の生年	定年年度
令和5年4月1日～令和7年3月31日	61歳	昭和38年度 (1963.4.2～1964.4.1)	令和6年度
令和7年4月1日～令和9年3月31日	62歳	昭和39年度 (1964.4.2～1965.4.1)	令和8年度
令和9年4月1日～令和11年3月31日	63歳	昭和40年度 (1965.4.2～1966.4.1)	令和10年度
令和11年4月1日～令和13年3月31日	64歳	昭和41年度 (1966.4.2～1967.4.1)	令和12年度
令和13年4月1日～	65歳	昭和42年度 (1967.4.2～1968.4.1) 以降	令和14年度 以降

○管理監督職勤務上限年齢制(1)

- ◆ 原則、管理職（管理職手当受給者）は60歳到達後の最初の4月1日に、非管理職に降任（管理監督職としての勤務の上限年齢を60歳と定める）
- ◆ 60歳到達後の最初の4月1日以降、管理職への昇任は不可

《 管理監督職勤務上限年齢制の適用イメージ 》



○管理監督職勤務上限年齢制(2)

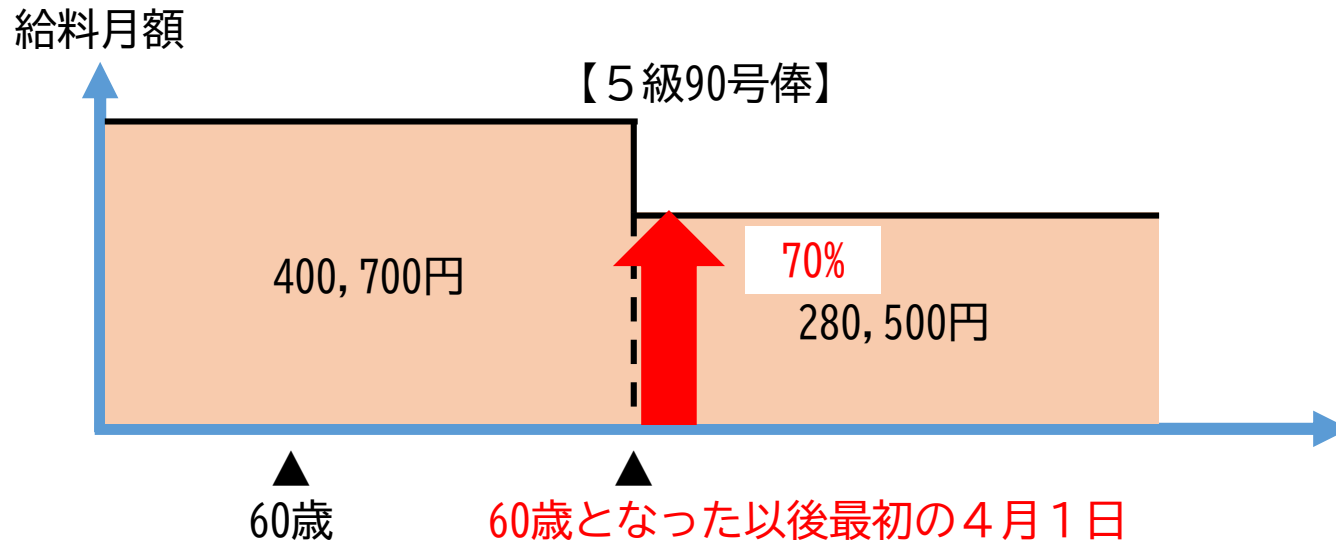
◆ 管理監督職勤務上限年齢の例外として、以下の場合を定める

想定される職	要件	上限年齢
医師・歯科医師	現行で65歳特例定年が設定されている職	70歳
※以下は、要件に該当すると任命権者が認める場合のみ		
①獣医師・薬剤師	①高度の専門知識・熟練技能が必要又は勤務条件等が特殊で補充困難	63歳
②プロジェクトの責任者	②当該業務の継続的遂行に重大な支障が生ずる場合	
—	職務内容が類似する複数の監督職で、年齢構成等の事情により管理職が確保できない場合	65歳
—	職務・責任に特殊性がある等により管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることが著しく不相当と認められる職	61～64歳

○61歳年度からの給料月額の7割措置(1)

- ◆ 非管理職の場合、60歳到達後の最初の4月1日以降の給料月額は60歳年度末時点の給料月額の7割（100円未満四捨五入）となる

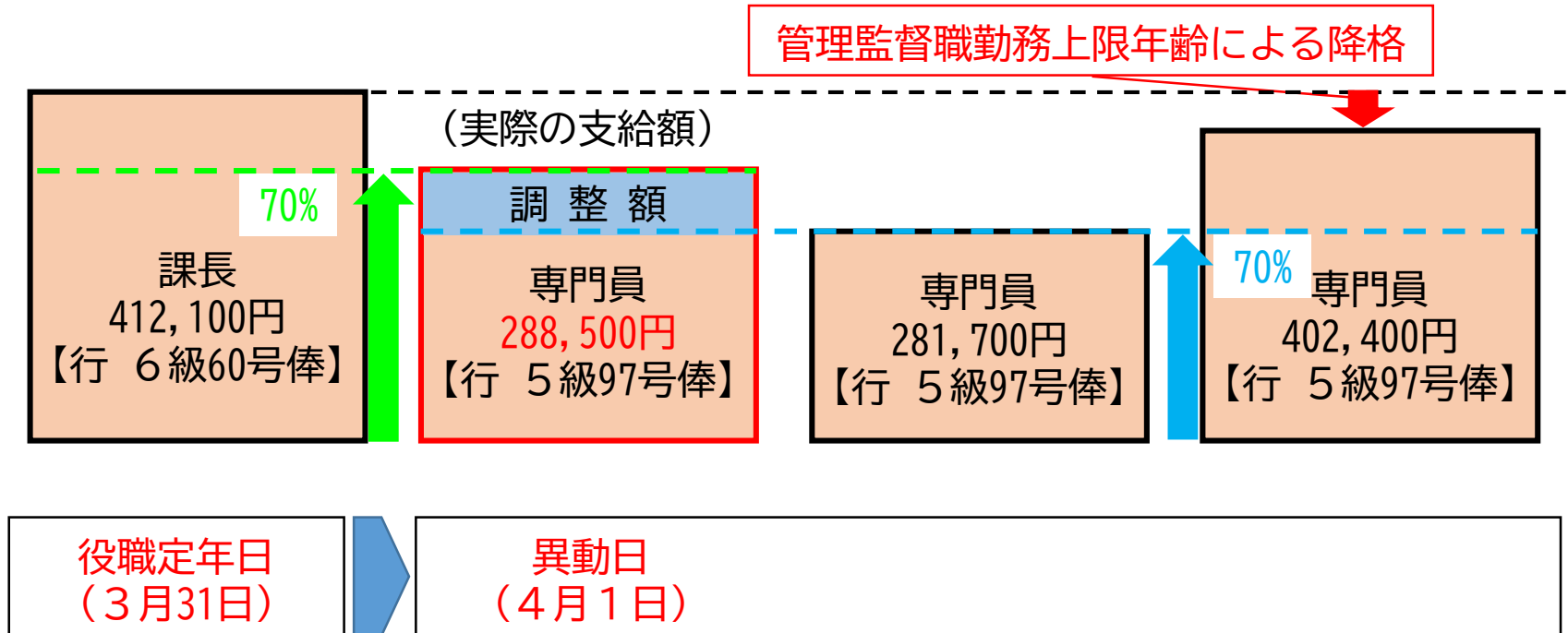
図1 非管理職の場合（専門員⇒専門員の例）



○61歳年度からの給料月額の7割措置(2)

- ◆ 管理職の場合、非管理職に降格後の給料の7割と管理職時の給料の7割との差額を、管理監督職勤務上限年齢調整額として、降格後の給料の7割に合算して支給

図2 管理職の場合（課長⇒専門員の例）

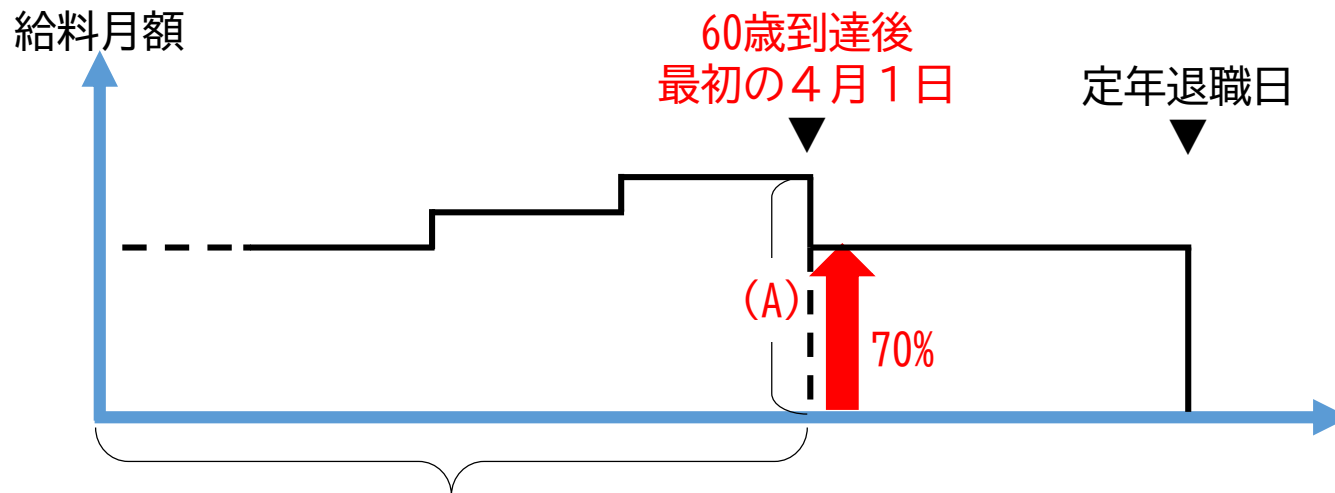


○退職手当の取扱い

- ◆ 60歳に達した日以降は、いつ退職（定年前を含む）しても自己都合退職ではなく定年退職として退職手当を計算

例：勤続年数35年の場合の退職手当支給率	自己都合退職	39.7575
	定年退職	47.7090 (+7.9515)

- ◆ 退職手当は、退職日の給料月額で計算するが、60歳到達後最初の4月1日に給料月額がそれまでの7割となっても、60歳以前の期間についてはその期間中で最も高かった給料月額を基に計算（ピーク時特例の適用）



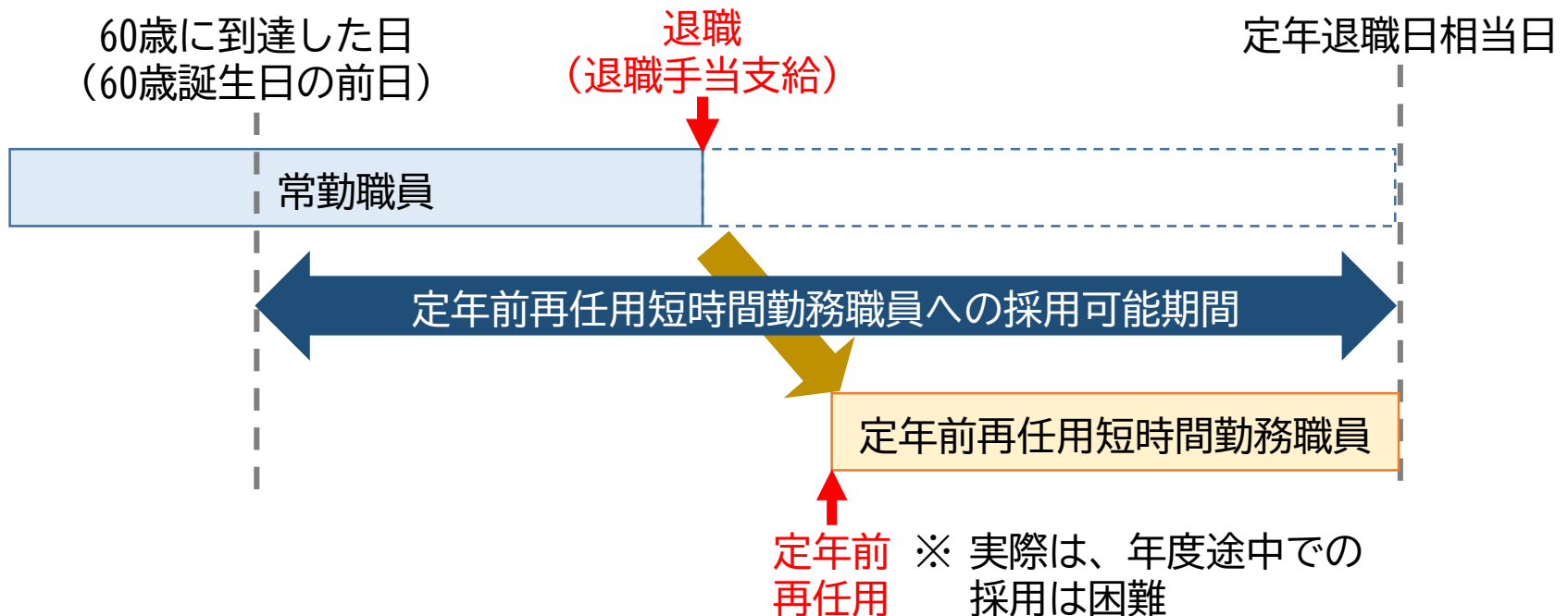
60歳到達後最初の3月31日までの期間

⇒最も高かった給料月額(A)を基に退職手当を計算

○定年前再任用短時間勤務

- ◆ 60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）以降、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度
- ◆ 定年前再任用短時間勤務の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日（退職せずに勤務した場合の定年退職日）まで
- ◆ 定年前再任用後は、常勤職員への復帰は不可

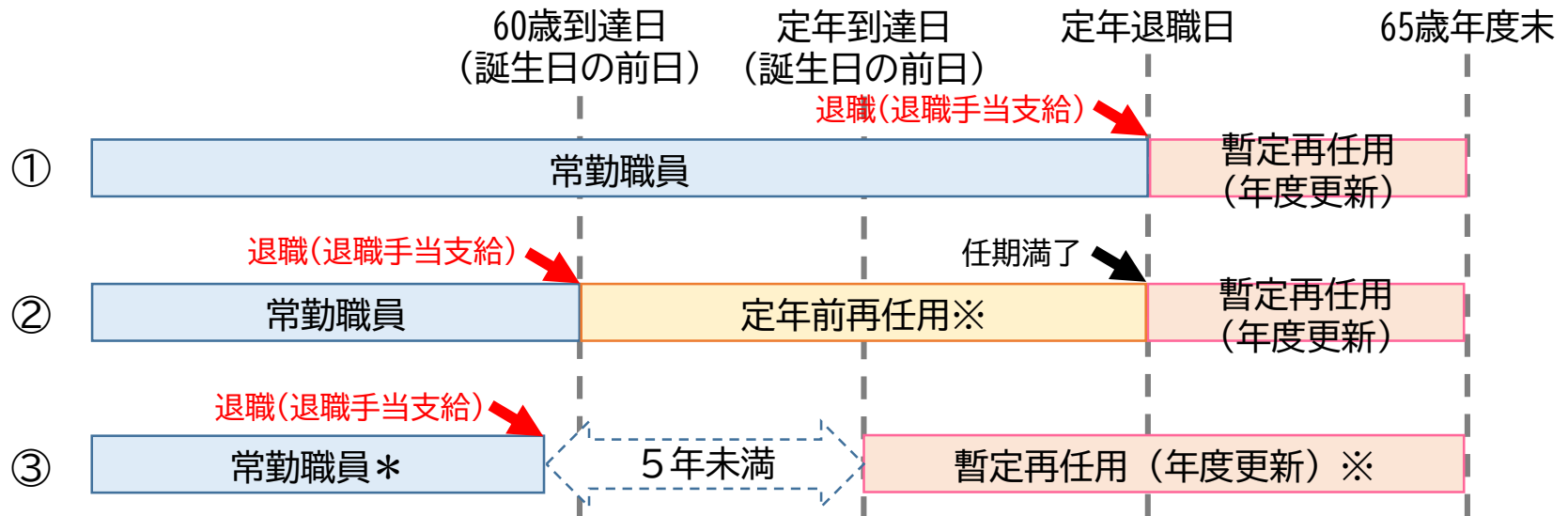
《 定年前再任用短時間勤務のイメージ 》



○暫定再任用

- ◆ 定年が段階的に引き上げられる経過期間中、65歳まで年度ごとにフルタイムあるいは短時間で再任用できる制度（現行再任用制度の代替制度）
- ◆ 対象者：定年に達している者のうち、以下に該当する者
 - ①令和5年4月1日以降に定年退職した者
 - ②定年前再任用短時間勤務職員として採用後、任期満了した者
 - ③25年以上勤続後退職した者で、退職日の翌日から5年経過していない者

《 暫定再任用のイメージ 》



* 退職日は、60歳到達日以降もあり得る

※ 実際は、年度途中での採用は困難

○制度改正概要と改正条例の一覧(1)

制度改正概要	改正条例
定年の引上げ	① <u>長野市職員の定年に関する条例</u> ② 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ③ 長野市職員の育児休業等に関する条例 ④ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
管理監督職勤務上限年齢制	① <u>長野市職員の定年に関する条例</u> （再掲） ② 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（再掲） ③ 長野市職員の育児休業等に関する条例（再掲） ④ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（再掲） ⑤ 長野市職員の分限に関する条例
61歳年度からの給料月額の7割措置	⑤ 長野市職員の分限に関する条例（再掲） ⑥ 長野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ⑦ <u>長野市職員の給与に関する条例</u> ⑧ <u>長野市立学校職員の給与に関する条例</u> ⑨ <u>長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例</u>
退職手当の取扱い （60歳到達以降は定年退職扱い、ピーク時特例の適用）	⑩ <u>長野市一般職の職員の退職手当に関する条例</u>

※改正条例の番号は、表内の出現順

※太字・斜体・下線の条例は、当該制度改正概要の制度内容自体を規定するもの

○制度改正概要と改正条例の一覧(2)

制度改正概要	改正条例
定年前再任用短時間勤務・暫定再任用の新設	① <u>長野市職員の定年に関する条例</u> （再掲） ③ 長野市職員の育児休業等に関する条例（再掲） ⑦ 長野市職員の給与に関する条例（再掲） ⑧ 長野市立学校職員の給与に関する条例（再掲） ⑩ 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例（再掲） ⑪ 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 ⑫ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
法改正による引用条項ずれの改正のみ	⑬ 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ⑭ 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
これまでの再任用の廃止	⑮ 長野市職員の再任用に関する条例（廃止）

※改正条例の番号は、表内の出現順

※太字・斜体・下線の条例は、当該制度改正概要の制度内容自体を規定するもの